

「マイナンバーカード」を「図書館カード」として使用することについての論点・課題整理
2017.1.15.

日本図書館協会 図書館の自由委員会（西地区）委員 奥野吉宏

本「論点・課題整理」は、2017年1月30日に図書館の自由委員会が開催する学習会「マイナンバーカードの図書館利用とは」〔1〕の予稿として同委員会ホームページに掲載するものである。

マイナンバーカード（個人番号カード）利用については、総務省から2016年12月2日開催会議資料が公表〔2〕されており、また日本図書館協会向け説明会が2016年12月14日に行われた〔3〕ところである。しかし、問題点の把握および検証はまだ進んでいない状況であると考えている。

本文書及び学習会が、「こらむ図書館の自由」〔4〕に記した『図書館の立場に立った冷静な検証と判断』の一助になることを期待している。

1. 本「論点・課題整理」の前提

- ・現在総務省で導入が検討されている「マイキープラットフォーム」を使用する方式を前提とする。

（条例利用（カード AP 認証）方式・公的個人認証（JPKI）方式 の状況等については後述のとおり。）

- ・前述の総務省会議資料・日本図書館協会向け説明会資料および質疑応答内容を基にし、その他得られた情報も加味して作成した。ただし、現時点では仕様が固まっていない状況とのことであり、今後変更も考えられる。

2. 現在考えられている方式

●開始時期

- ・2017年8月～実証実験の予定（実質的な本格運用開始）となっている。
その前から、可能な限りテスト運用を始める想定もされている。

●運用

- ・図書館側で最低限必要なものは、リーダライタ・ネットに接続しているパソコン。
- ・手順は次のとおり
 - ①利用者が自身で（自宅で？）、マイナンバーカードに「マイキーID」を設定。
 - ②利用者がマイキーIDを設定したマイナンバーカードと図書館カードを持参し、職員がマイキーIDと図書館カード番号をリンクする作業を行う。（リンクしたデータは、ネットを経由してマイキーを管理するサーバ（マイキープラットフォーム）に格納される。）
 - ③貸出時にマイナンバーカードを利用する場合は、リーダライタでマイナンバーカードからマイキーIDを読み取り、ネットを経由してマイキープラットフォームから図書館カード番号を呼び出し、貸出を行う。

- ・マイキーIDと図書館カード番号をリンクするためのソフト（アプリ）は、無料で配布予定。（公共図書館に導入されているシステムベンダー（主要8社〔5〕）には、このアプリのインストールで、図書館システム側の改修をせずに対応できる見込み。）
- ・インターネットサービスのログインIDは、図書館カード番号を使用することとなる。
- ・マイナンバーカードは、非接触での読み取りが可能（コンビニ・スーパー等での支払いと同様に、職員がカードを受け取る必要はない）。なお、マイナンバーカードの規格は「typeB」で、日本で一般的な「typeC(FeliCa)」とは異なる。（ただし、両者をほぼ抱合するNFC規格がある。）

●費用

- ・最低限必要なものは、リーダライタ（1台数千円）、ネットに接続しているパソコン（カウンターに設置している端末が外部に接続可能であれば、別途の準備は不要とされる）。

●利点

- ・複数設置母体の図書館カードを1枚にまとめられる。また、今後、大学図書館へも拡大する方針が示されている。〔6〕
- ・住所の変更等があった場合、公的個人認証(JPKI)との連動で変更があったことの通知を受け取ることができるので、有効性の自動確認ができる。

●その他

- ・相互貸借機能、電子図書館（アーカイブ）機能が、サブ機能として搭載される。

2. 論点・課題整理

●利点について

- ・カードをまとめられるが、カード番号はそれぞれの図書館で付与しており、各館（自治体）で発行した図書館カードは保管していただかなければならない。その面で、どの程度利点として考えられるのか。

特に、インターネットサービスのログインは、カード番号をIDとして使用することが一般的だが、カードをまとめてもインターネットサービスのログインIDは図書館毎に別々のままとなる。

- ・住所変更の確認については、例えば学生等の登録が多い（住民票と実住所が異なる）実態がある館においては、利点にはなりえない可能性がある。

また、図書館サービス実施上必要なデータである「電話番号」「メールアドレス」は住民票のデータにはなく、定期的な変更有無の確認は今後も必要となると考えられる。

- ・マイナンバーカードの有効期限（発行から10年）と、各図書館が定める図書館カードの有効期限との整合性を整理しておく必要がある。

●運用について

- ・職員がカウンターで行う貸出処理であれば、アプリが正常にインストールできれば、特段の課題はないと考えられる。

ただし、画面に表示されたバーコードを読み取る方式を採用する場合、バーコードリーダーの対応（ディスプレイ読み取りが可能か）を確認する必要がある。

- ・一方多くの図書館で、「自動貸出機」「セルフ予約受取機」のほか、「座席予約端末（インターネット端末・AVブース等）」「読書通帳印字機」等の利用者向けセルフ処理端末を導入している。これらのセルフ処理端末は、利用者が直接操作するものであり、インターフェイスの改良等が必要となってくる。このため、リーダライタの設置だけで済む問題にはならない。

これらの機器を導入している図書館では、既に限られた人的資源をレファレンス対応等に振り向けていると考えられ、対応の検討が必要と考えられる。

- ・図書館カードにリライト式カード（カード表面に返却日等を印字し、貸出毎に書き換える方式）を導入している場合も、返却日の案内等で別途の対応が必要と考えられる。
- ・移動図書館を運用している図書館については、巡回先でも対応できる仕組みが構築できるかについても、課題となる。
- ・法令上、本人以外の利用はできないことを確認しておく必要がある。（家族利用も不可）
- ・カード読取不良（破損等）、通信障害等が発生した際の対応を確認しておく必要がある。また、マイナンバーカードを紛失した場合の対応についても整理しておく必要がある。（マイナンバーカード自体の停止手続きを、利用者自身にさせていただく必要があると思われる。）

●費用について

- ・リーダライタの準備だけであれば、準備や維持にかかる費用は限られる。
- ・セキュリティ上、貸出カウンター端末が外部に接続できない場合、カウンターに別途パソコン等の準備が必要になる。（各館の環境により、費用は大きく変動する可能性があると考えられる。）

なお、マイキープラットフォームへの図書館からのアクセスに関する、セキュリティ要件等が明確になっていない。このため、貸出カウンター端末がインターネットに接続できる環境であっても、要件を満たした別回線が必要となる可能性がある。

また、各自治体でもセキュリティ強化を図っており、館によっては、現在の環境ではマイキープラットフォームへのアクセスが可能だが、セキュリティ強化（「自治体情報セキュリティクラウド」の導入等〔7〕）によって、近い将来アクセスできなくなる可能性も考えられる。各館で今後の予定やセキュリティポリシー等を含め、確認が必要である。

- ・アプリのインストールは図書館職員が行えるレベルのものか、ベンダーのSE対応が必要なのか、現時点では明確ではない。SE対応が必要であれば、こちらも作業の委託等の費用が別途発生する可能性がある。（特に小規模市町村図書館では、システムに詳しい職員がいない場合も多い。）
- ・前述のとおり、利用者向けセルフ処理端末やリライト式カードの対応が必要であれば、導入・改良費用が格段に膨らむ可能性がある。
- ・マイキーIDは自身で設定となっているが、設定するための機材を持っていない利用者への対応をどうするか。図書館で設定するための機材を別途用意するのも検討しておく必要がある。各館で自館の機器の状況や環境を把握し、導入機器や費用を確認する必要がある。

- ・主要 8 社以外のシステムを使用している市町村は、システム対応自体に費用がかかる可能性がある。
- ・実証実験後（平成 30 年度～）のマイキープラットフォームの維持費用の負担についてが、明確になっていない。結果的に図書館費（資料費等）が削減されるような結果にならないよう、注意する必要がある。

●個人情報保護（図書館の自由）について

- ・自身が設定するマイキー ID を使用しマイナンバー自体は使用しないこと、貸出情報等はマイキープラットフォームが取得できるような仕組みではないこと、自館のカード番号しかマイキープラットフォームからは返答されないこと、カードの切り替えは強制ではないことから、図書館の自由の視点からの問題を回避しようとする仕組みにしようとしていると考える。

ただし、日本図書館協会の基準（以下、「JLA 基準」）〔8〕は 1984 年のものであり、この時点では想定されていない概念である。このため、マイキー ID 使用のこの方法については、基準に照らして問題があるともないとも解釈もできる。

各図書館で議論し、導入することとした館についてはこれらの問題を最終的に利用者の判断に委ねることになると考える。

- ・「施設等がサービス ID としてマイキー ID を保持することも可」という考えもあるようであるが、利用者設定の共通 ID となるマイキー ID を保持することは、JLA 基準にはそぐわないのではないかと考える。
- ・貸出等の処理毎にマイキープラットフォームへアクセスすることは、図書館利用の事実がアクセスログとして図書館システム以外に蓄積される可能性があることも、JLA 基準では想定されていない概念である。
- ・むしろ、マイナンバーカードの紛失（落とし物）のほうが、大きな問題になると考えられる。
- ・そもそも、日常的に利用する「図書館カード」と、本人確認用をメインとし機微情報であるマイナンバーが印字されている「マイナンバーカード」を共通化することに対する疑問や、実際の需要等も各館で議論する必要があると考える。
- ・機微情報の管理責任という視点から、マイナンバーカード利用を導入したとしても、中学生以下は受付しないというような対応も考えられる。

（参考：15 歳未満のカード申請は法定代理人によるとされている〔9〕）

●その他機能について

- ・相互貸借機能については、図書館全体での利用の合意が必要と考える。（少なくとも県単位程度での利用の合意が必要ではないかと考える。）ただし、既に大多数の館が国立国会図書館「総合目録ネットワーク」の同様の機能を使用しているほか、県単位で相互貸借システムを構築している例も数多くある。

また、この機能の前提として横断検索（総合目録）システムが必要となるが、構築に向けた議論はあるものの長期的な課題という位置付けである。〔10〕

- ・電子図書館（アーカイブ）機能の採用については、各図書館の判断によるものと思われる。ただし、外部の検索システム等との連携の可能性は、確認しておくべきと考える。また、国立国会図書館「図書館向けデジタル化資料送信サービス」の動きも把握しておく必要がある。〔11〕

4. その他の方式について

●条例利用(カード AP 認証)方式

- ・条例利用方式は既に住基カード時代から複数（10件以上とされる）の導入事例〔12〕がある。
- ・住基カードで導入していた場合、マイナンバーカードでの同方式採用は条例の問題だけで、システム処理上は同じことをしているため、基本的に追加費用はかからない。
- ・この方式の一番のネックは、各市町村で条例改正が必要であること。なお、他自治体の図書館でも利用できるようにするためには、共通利用を認める条文が必要である。
- ・利用するためには、住所地の市役所等で、マイナンバーカードに図書館利用アプリの書き込みが必要である。（書き込み時に、カード AP 内に「市町村コードと各市町村で附番する一意の番号（乱数）」が入る。）
その後、図書館でアプリに附番された番号と図書館カードをリンクする作業を行う。（カード内に格納されているアプリに附番された番号を図書館システム側に取り込む。）
- ・貸出時は、マイナンバーカード内にあるアプリに附番された番号を読み取り、図書館システム内で図書館カード番号に置き換えるだけなので、外部へのアクセスは不要。
- ・マイキーIDと同様、JLA 基準決定時点では想定されていない概念である。乱数を使用しているものの、複数の館が同じ番号をシステムに取り込むことについて、検証が必要と考える。
- ・マイナンバーカード自体の記憶容量の問題もあり、条例利用方式で採用できるサービスには限界があることが将来的な課題とされている。

●公的個人認証(JPKI)方式

- ・公的個人認証機能は住基カードにも搭載され、e-Tax 等で使用されていたものだが、図書館利用では 2016 年 11 月の姫路市が初と紹介されている〔13〕。
- ・既にマイナンバーカードに搭載されている機能を使っているため、条例改正は必要ない。
- ・JPKI 認証をするためにはパスワード（暗証番号）入力が必要になるため、借りる毎に入力が必要となり煩雑になる。一方、紛失時のセキュリティは高まるという考え方もある。
- ・運用手順は、
①利用者がマイナンバーカードと図書館カードを持参し、パスワード入力により JPKI 認証を行い、JPKI の個人コードと図書館カード番号をリンクする作業を行う。（カード内に格納されている JPKI の個人コードを図書館システム側に取り込む。）

②次回以降は、マイナンバーカードで JPKI 認証を行い、図書館システム内で JPKI の個人コードから図書館カード番号に変換し、貸し出しを行う。

- ・ JPKI 認証を行う際、JPKI サーバにアクセスが必要となる。(初回のリンク作業以外でもインターネット環境が必要である。)
- ・ マイキーID と同様、JLA 基準決定時点では想定されていない概念である。JPKI の個人コードは使用に適當か、検証が必要と考える。また、このコードを図書館システム内に保存することに対するセキュリティ面での検証も必要と考える。

○住基カードでは、カードに利用者番号の(図書館カードと同じ)バーコード等を貼り付けることによって、利用できるようにしている市町村もあるが、マイナンバーカードでは、カードにそのようなシール等を貼り付けることはできない。

- [1] <http://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/seminar2017.html>
- [2] 「マイナンバーカード」を活用した地域経済好循環の拡大に向けた取組
http://www.soumu.go.jp/main_content/000451967.pdf
 地域経済応援ポイント導入等による消費拡大方策検討会（第1回）配付資料
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/mynumber-card/02gyosei07_04000102.html
- [3] 当日資料 http://www.jla.or.jp/Portals/0/html/jiyu/mynobrief_20161214_JLA.pdf
- [4] 『図書館雑誌』2016年12月号 p.751
<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/column05.html#201612>
- [5] ベンダー主要8社は次のとおり（公共図書館向け製品（シリーズ）名を補記）
- ・富士通 iLis（アイリス）
 - ・日本電気（NEC） LiCS（リックス）
 - ・日立製作所 ADWORLD 図書館情報総合システム（旧：LOOKS）
 - ・サン・データセンター CLIS（シーリス）
 - ・京セラコミュニケーションシステム（旧：京セラ丸善システムインテグレーション） ELCIELO（エルシエロ）
 - ・日本電子計算 LINUS（ライナス）
 - ・NTT データ九州 NALIS（ナリス）
 - ・三菱電機インフォメーションシステムズ MELIL（メリル）
- また、大学図書館向けでは以下の2社が追加され、10社となっている。
- ・リコージャパン
 - ・日本事務器
- [6]「総務省「マイナンバーカードを大学図書館等の利用カードとして活用することについて」
 私立大学図書館協会 <http://www.jaspul.org/news/2016/12/post-49.html>
- [7] 「自治体情報セキュリティクラウド」については、次の記事が参考になる。
 「サイバー防衛、自治体一丸 京都府、全域を一括監視」『日本経済新聞』2016年4月20日
<http://www.nikkei.com/article/DGXLZ099853550Z10C16A4LDA000/>
- [8] 「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に関する基準」日本図書館協会
<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/privacy/kasidas.html>
- [9] マイナンバーカード総合サイト よくあるご質問
 「Q17 子供でもマイナンバーカードの申請はできますか？」
 地方公共団体情報システム機構 <https://www.kojinbango-card.go.jp/faq/index.html>
- [10] 総務省『地域経済の好循環拡大に向けて（平成27年7月）』
https://www.chiikinogennki.soumu.go.jp/chiiki/files/150730_01.pdf p.51 「ふるさとづくり推進ポータルサイト 利用イメージ」に、“ふるさとづくり推進ポータル＞全国の図書検索”という構想が掲げられている。
- ただし、この資料では、国立国会図書館サーチとの連携することによって実現を図ることとなっているが、国立国会図書館サーチが市町村立図書館の蔵書も検索できるようにする構想はあるものの、現状はその事前準備に着手したといった状況である。（なお、現状については、2016年11月10日開催、第18回図書館総合展国立国会図書館主催フォーラム「我が国におけるデジタルアーカイブ連携の未来：国立国会図書館サーチとアグリゲーターの視点から」が参考になる。 <http://www.ndl.go.jp/jp/event/events/lff2016.html>）
- なお、この総務省資料を基に、日本経済新聞2015年9月2日の「図書館の蔵書、全国一括

検索 総務省がサイト」という記事になったものと思われる。

http://www.nikkei.com/article/DGXLASFS02H03_S5A900C1MM0000/

[11] 平成 26 年度文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会にて、「国立国会図書館以外の図書館等がデジタル化した絶版等資料を、国立国会図書館の行う図書館送信サービスにより、他の図書館等に送信することについては、現行法上可能であると考えられる。」と法解釈の明確化が行われた。

参照：「第 15 期 文化審議会 著作権分科会 法制・基本問題小委員会における当面の検討課題について（案）」

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h27_01/pdf/shiryos3.pdf

[12] 近畿地方では、例えば以下の図書館で導入事例がある。

西宮市立図書館 <https://tosho.nishi.or.jp/guide/procedure.html>

愛荘町立図書館 <http://www.town.aisho.shiga.jp/lib/annai.html>

[13] 「マイナンバーカードによる図書館利用サービスのご案内」姫路市

http://www.city.himeji.lg.jp/s20/2212162/_32158/_38297.html

・ホームページはすべて 2017 年 1 月 15 日確認